

保育所入所選考基準

令和8年度

児童名

1 入所優先順位に関する基準指数(児童の父母それぞれにつき10点を上限とする。)

保護者の状況			基準指数	両親の基準指数					
		父		母					
被雇用者 (就労内定者を含む)	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	10					
			6時間以上	9					
			5時間以上	8					
			4時間以上	7					
			4時間未満	6					
	週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	8					
			6時間以上	7					
			5時間以上	6					
			4時間以上	5					
	週3日就労 (不規則の場合は月15日以下)	1日の 就労時間	7時間以上	6					
			6時間以上	5					
月60時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない。				4					
事業主	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	9					
			6時間以上	8					
			5時間以上	7					
			4時間以上	6					
			4時間未満	5					
	週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	7					
			6時間以上	6					
			5時間以上	5					
	週3日就労 (不規則の場合は月15日以下)	1日の 就労時間	7時間以上	5					
			月60時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない。	4					
自営業	専従者 (就労内定者を含む)	1日の 就労時間	7時間以上	8					
			6時間以上	7					
			5時間以上	6					
			4時間以上	5					
			4時間未満	4					
	週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	6					
			6時間以上	5					
			5時間以上	4					
	月60時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない。			4					
	常時危険物(大型機械・劇物・火気・刃物等)を取り扱う等、就労形態上、就労時間中の保育ができる場合			2					
	事業所が居宅と同じ敷地内または隣接地でない場所にある場合(外勤等を含む。)			1					
内職 ※月60時間以上従事していることが要件となります。 (平均月収が5万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します。)				4					
出産(出産予定日の前後各2ヶ月以内)				8					
疾病等	入院	1ヶ月以上		10					
		2週間を超える、1ヶ月未満		8					
	通院	週4日以上		6					
		常時伏臥、感染症等		10					
	自宅療養	上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合		8					
		一般療養(運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分でできる場合)		6					
		介護をする(概ね1、2級又はA判定程度)		10					
	障害	保育に支障がある(概ね3級又はB判定程度)		7					
		上記以外で必要と思われるもの(4級以下)		4					
		精神障害(これを理由に就労不可の場合・要診断書)		8					

保護者の状況				基準指數	両親の基準指數							
通院、施設通所、入院の付き添い	週5日以上	1日の所要時間	7時間以上		父	母						
			4時間以上		7							
	週4日以下	1日の所要時間	7時間以上		8							
			4時間以上		5							
	重度の介護を要する(要介護認定区分における要介護4程度以上)				10							
	中程度の介護を要する(要介護認定区分における要介護3程度)				8							
	軽度の介護を要する(要介護認定区分における要介護2程度)				6							
災害等(火災等による家屋の損壊、その他災害復旧のため保育ができない場合)					10							
求職中					3							
学校、職業訓練学校等への通学	週5日以上就学 (不規則の場合は月20日以上)	1日の就学時間	7時間以上		9							
			6時間以上		8							
			5時間以上		7							
			4時間以上		6							
			4時間未満		5							
	週4日以上就学 (不規則の場合は月16日以上)	1日の就学時間	7時間以上		7							
			6時間以上		6							
			5時間以上		5							
	週3日就学 (不規則の場合は月15日以下)	1日の就学時間	7時間以上		5							
	月60時間以上就学しているが、1日の就学時間が上記に満たない。				4							
親不在(死亡、離婚、単身赴任、行方不明、拘禁等)					10							
その他(上記各項目に類する状況と認められる場合)					3~10							

2 児童の家庭の状況等に関する調整指數

児童の家庭の状況	調整指數
ひとり親世帯(母子家庭、父子家庭又は離婚成立前で父母が別居している場合)	3
生活保護世帯	3
主たる生計維持者である保護者が倒産、リストラ等の理由により日々求職活動をしている場合	2
家庭の危険度が高い世帯(虐待等)	4
入所申込み児童が、集団保育が可能とされた障害児である場合	3
入所申込み児童が、集団保育が可能とされた医療的ケアが必要な児童である場合	3
産前産後休業・育児休業明けで復職する予定の場合	1
兄弟姉妹での入所の場合(兄弟姉妹が保育所等に入所中又は同時の申込みの場合)	2
入所希望児童が第3子以降の子どもの場合(申請年度の4月1日時点で小学6年生以下の兄姉から数える。)	1
地域型保育事業の卒園児が、3歳に達した年度の次の4月1日から引き続き保育利用を希望する場合	6
1号認定であった児童が同一施設での保育利用を希望し、2号認定を受ける場合	6
就労等をしており、認可外保育施設、一時預かり等をすでに常態的に利用している場合	1
保護者が利用開始日時点において、保育所等で保育士または保育教諭として勤務している世帯	4
育児休業取得のため退所した児童が再度入所を希望する場合	2
65歳未満の同居の祖父母で、保育を必要とする事由に該当しない場合	-5
65歳未満の同居の祖父母で、保育を必要とする事由が60時間未満あるいは求職中の場合	-1
その他特別な事情により、減算・加算調整が必要と認められる場合	-4~4

基準指數と調整指數の合計

3 基準指數及び調整指數の合計が同一指數で並んだときの優先順位

1	基準指數の合計が高い場合
2	生活保護世帯に該当する場合
3	両親又はその一方が単身赴任・拘禁・長期入院等で不在の世帯(調整指數における「ひとり親」の加算が適用される世帯を除く。)
4	就労等をしており、認可外保育施設、一時預かり等をすでに利用している場合
5	同一年度内の利用調整において、利用を辞退したことがない場合(家庭状況の変化等のやむを得ない事情による辞退を除く。)
6	入所希望日が早い場合
7	世帯の合計所得金額が低い場合